

琉球国後期（近世）末先島の貢布・琉球産物と大坂市場

－「弘化二年出物積登送状」を中心に－

平良 勝保

はじめに

「頭懸」（人頭税）制度下の年貢は、王府レベルの文書では石高で表示されているが、穀（米・粟）に代えて過半が管理労働のもとで生産された反布で納められた。久米島産の反布は、明確に年貢出米の代納として位置づけられているが、管理労働のもとで生産され、約68%が反布で納められるようになり、反布そのものが実質的に貢布化していった⁽¹⁾。本稿では、貢租として蔵元の管理下あるいは村役人の管理下で貢納のために織られる反布を貢布という。

先島の「頭懸（人頭税）」に関するこれまでの研究（特に貢布について）は、首里王府までの射程のみで、貢布を含む租税制度をとらえてきた。すなわち、村レベルで織布された貢布がその後どのような経路をたどって行き、費消されたか、十分な関心を払ってこなかった。本稿の目的は、先島の「頭懸」（人頭税）研究の一環として、その裾野を広げる観点から、琉球国後期（近世）末の「頭懸」（人頭税）制度下で貢布として生産された先島の貢布・その他の産物の薩摩藩への搬出（数量・種類）と大坂市場への流通の考察を行うことにある⁽²⁾。主な史料として、近年公開されたばかりの「尚家文書」の「琉球出物積登申船数惣送状」⁽³⁾（弘化2年＝1845年、尚家文書398号、以下「弘化二年出物積登送状」と略記する）を活用する。併せて、「弘化二年出物積登送状」の周縁部史料を検討し、幕末薩摩藩の財政改革との関連性についても考えてみたい。

第1節 出物積登送状の琉球産物と先島の貢布

（1）「弘化二年出物積登送状」の概要と積載品の構成

「弘化二年出物積登送状」は、琉球から薩摩への出物（仕上世）が記載された史料で、6艘の船の積載品種類と数量、末尾にその合計、7種類の文書によって構成されている。それぞれに文書名はないが、冒頭に船の規模と船主名・沖船頭名が記されている。構成と内容分析のため、仮に文書の並び順にしたがって1号送状から7号送状と仮に名称を付した。1～6号の送状は個別の船の積載品と量が記されているが、7号送状にはその合計が記されている。1・2号送状は、積載品は、①米（運賃含む）・②赤次綱・③壺（焼酎＝泡盛）・④反布・⑤海鼠・⑥割蘭諸糸細目表の6種類で、都合30種類に区分されている（「届」と「運賃」が記されている形式をひとつの区分とした）。先島と久米島の貢布以外の布は、年貢出米の代替品であろう。3・4・5・6号送状は、

明焼酎壺大小、赤次小縄、黒次小縄の三種類のみが積載されている。「御糸囲用」の出米が1号文書に25石、2号文書に20石あるが、数量的にわずかであることから、「弘化二年出物積登送状」は基本的には米・粟以外の出物（仕上世）の搬出送状といえる。

積載荷は、二つのタイプに分かれている。1・2号送状は、主に反布が積載されている。3・4・5・6号送状の積載荷は主に泡盛で、「届」の記載はあるが「無運賃」と記されている。7号送状はすでに述べたとおり、積載荷の合計高である。1号送状と2号送状に記された全文書60のうち、50の文書が反布関係文書となっている。これを反布の種類・産地に着目して分類して集計すると、次のとおりである（表）。

反布は32種類、1,297疋と5,513反となっている。この量が反布出物のすべてかどうか明確ではないが、産の貢布について見るとおおむね一年間の出物量に近い(4)。先島の貢布は年により変動がある。「琉球藩雑記」によれば、1871年の出物貢布のうち宮古島の搬出量は50疋と1,235五反、八重山島は75疋と648反、1872年の宮古島は282疋と1,583反、八重山島は285疋と177反となっており(5)、減少傾向が見られる。

反布の中で注目されるのは、貢布の対象となっていない沖縄本島地域産とみられる芭蕉布等が含まれていることである（久米島産反布は実質的貢布化されていた）。

「出物」（薩摩への貢納）のなかに先島と久米島の貢布以外の反布が含まれているのは、年貢出米の代替品か、あるいは一部は年貢出米による購入品と考えられる。上原兼善は、1831年頃から年貢出米による砂糖の買入があったことを明らかにしているが(6)、市場性の高い沖縄本島地域産の反布も、このような形で購入された可能性が高い。

(2) 泡盛

焼酎〔泡盛〕は、1・2号送状に「焼酎」と記されたタイプ、いまひとつは3～6号送状に「明焼酎」と記されたタイプの2種類が搬出されている。前者は、貢布等とともに運ばれている。貢

表 尚家文書「弘化二年(1845)出物積登送状」にみる反布搬出量

宮古島細上布	35	疋
宮古白細上布	30	疋
宮古島上布	220	疋
宮古白上布	802	疋
宮古白中布	7	疋
宮古島縹さひ	45	反
宮古島細上布	186	反
宮古白縮布	30	反
宮古白細上布	5	反
宮古白下布	310	反
宮古島中布	451	反
宮古白中布	510	反
宮古産布	1,094	疋
	1,537	反
八重山島細上布	15	疋
八重山白細上布	30	疋
八重山島上布	115	疋
八重山白上布	25	疋
八重山島20升布	45	反
八重山島細上布	130	反
八重山白細上布	46	反
八重山白縮布	25	反
八重山島縮布	6	反
八重山島中布	390	反
八重山白上布	5	反
八重山白中布	110	反
八重山産	185	疋
	757	反
薄芭蕉布	85	反
三ツ葉布	201	反
琉細目縹子	45	反
洞布	29	反
客芭蕉布	141	反
練芭蕉布	2,201	反
沖縄本島地域産	2,702	反
琉島紬	377	反
琉島白紬	140	反
久米島産?	517	反
合計	1,279	疋
	5,513	反

布とともに運ばれ、かつ「届」と記され、運賃も記されていることから、年貢出米の代替品としての貢租の一部と考えられる。2艘の船で1万1千120盃が搬出されている（盃の量目不明）。

後者の「明焼酎」の意味は不明であるが、「焼酎」と違う点に着目してみると、①運賃がないこと、②包装に違いがある、③「焼酎」の容器は50盃入の「壺」のみであるが、3～6号送状の1本の盃数は10～30となっていることである。

①の「運賃がない」意味合いは、贈答品のため薩摩藩（あるいは受益者）が運賃を負担したか、あるいは権益を維持するために船主が薩摩の役人に運賃の贈答をしたとも考えられる。②の「包装に違いがある」理由は不明だが、1・2号送状の「焼酎」が「わら巻黒縄すかり」（「すがり」は包装の意）と記されているが、3～6号送状の「明焼酎」は「Aわら巻黒縄すかり／^{くちとりこれをもちうべし}口取用之へし并こは〔クバ〕葉棕椶皮絡縄、B棕椶巻黒縄すかり／包莖荖枚口取用之へし并こは葉棕椶皮絡縄、C棕椶巻黒縄すかり／包莖式枚口取用之へし并こは葉棕椶皮絡縄、D棕椶巻黒縄すかり／包莖三枚口取用之へし并こは葉棕椶皮絡縄」と、四種類の包装がなされている（／は原文改行を示す。以下同）。7号送状には、166本と盃数は記されていないが、3～6号送状に記された盃数を集計すると、盃数は2千800盃である。泡盛も年貢出米の代替品か、あるいは一部は年貢出米による購入品と考えられる。

喜多川守貞『近世風俗志（守貞漫稿）』は、「泡盛」について以下のように紹介しているが(7)、市場価格は記されていない（ルビは原書のママ）。

泡盛 ^{あわもり} 琉球製なり。／泡盛壺、下図のごとくわら^{つと}包にて来るなり。／およそ二合半ばかりを納れたり。泡盛壺〔図、二つあり—引用者〕／号けて「ひとわかし」と云ふとなり。

『近世風俗志（守貞漫稿）』にみられる「泡盛」は、「壺」と記されているが、同書に示されている図から見ると形状は瓶状の焼き物である。容器の瓶状型式に着目すれば、商品ではなく贈答品が市場に還流していた可能性も考えられる。上原兼善によれば、1814年頃から琉球の役人は個人的に薩摩で琉球の「焼酎」を販売することを許されており、1815年には50盃入中壺200本が薩摩藩に持ち込まれた(8)。すなわち、「出物」としての50盃入瓶は、薩摩藩が市場向けの商品として注文したものであろう。主に、このような出物としての泡盛と「個人貿易」(9)による泡盛が大坂市場へ流通したと考えられる。

(3) その他の産物

その他の特産物は、①赤次綱：1千790斤、②赤次小縄：2千450斤、③黒次小縄：200斤、④八重山海鼠：950粒、⑤割藺諸糸細目表：220枚である。寛永元年（1624）、薩摩藩が琉球の三司官宛に出した「他國へ不出物定之事」には、「上布／黒つく・赤つく并しゆる皮／よるつ莖／芭蕉布／綿／菜たね」が記されている(10)。

①から③の綱・縄の類は、琉球国後期（近世）初頭からの他領出禁制品である同時に貢納品で

もあった。「赤次」とは、棕櫚および枇榔のことだと考えられる。「黒綱」は、古くは『御当国之御高並諸上納里積記』（1750年頃、以下、『里積記』と略記する）の「慶長拾六年（1611）、御国元江上納之諸雑物員数御手形之事」に見え「くろ綱、百房まなし」と記されている⁽¹¹⁾。また、『御財制』（1710年）の「八重山島上納」の項には、「黒繩、老万五千四拾六斤百弍拾七匁」が記され⁽¹²⁾、「浮得定納」の項には「棕櫚皮、三拾九万九千八百八枚」が記されている⁽¹³⁾。

市場関係史料では、『大阪商業史資料』第29巻に収録されている「宝暦九年（1759）薩州産物奉申上候品書左之通」（以下「薩州産物」と記す）と題する文書⁽¹⁴⁾には、「ツグ綱」がみえる⁽¹⁵⁾。享和3年（1803）の「薩州・隅州・日向并琉球国ヨリ出候諸産物品書左之通り御座候」（以下「薩・隅・日・琉産物」と略記する）と題する文書には、「ピロウ皮」「シユロ皮」がみえる⁽¹⁶⁾。「赤次綱・赤次小縄・黒次小縄」類は、大坂市場では需要が多かったとみられ、1815年、薩摩藩は先島・久米島産の貢布、沖縄本島地域産の芭蕉布の増産と黒次・赤次の綱・小縄類について積み登せるよう通告しているが、やんわりとした拒絶にあっている⁽¹⁷⁾。出物として搬出されるほかに、購入もあったのであろう。大坂は、北前船の最終寄港地であり、「赤次綱・赤次小縄・黒次小縄」類は北前船の船具の一つとして販売されていた可能性がある。

④の八重山海鼠（いりこ）は、950粒（手籠3）が「御物方」宛に搬出されている。前掲「八重山島諸座御規模帳」の「毎年御用定之事」項に「いりこ五拾斤」が記され、王府への献上物でもある。ナマコは、琉球国後期（近世）中期には宮古島でも生産され流通管理がなされていた⁽¹⁸⁾。八重山島のナマコについては、得能壽美が「異動するナマコ変化するその役割—近世八重山のナマコの行方—」で詳細に言及しており、日本社会のみならず中国への貿易品でもあった⁽¹⁹⁾。しかし、「御物方」宛の搬出物が「無運賃」となっている理由は不明である。

④の割藪諸糸細目表は、琉球藪草を畳表用の年貢出米の一部として、代納したのであろうか。薩摩藩の「宝永七年（1710）上使御答書」には、「琉球土産之品々、黒砂糖、泡盛酒、八重山熬海鼠、屋古貝、ほらの貝、縮布、真綿、青貝、蘇鉄、畳表、つく、紬、鬱金、唐より持渡候品、少々有之候」とあり⁽²⁰⁾、「弘化二年出物積發送状」の品々とおおむね一致している。

第2節 大坂市場に流通する先島産貢布

（1）『大阪商業史資料』に見る琉球産反布

薩摩への貢布納の起源は明確ではない。寛永11年（1631）の「覚」には、「上布」、「芭蕉〔布〕」、「焼酎」を琉球から薩摩へ贈答したことが記されている⁽²¹⁾。これは、古琉球（中世）的な贈答が継続していたことを示しているが、反布の貢布化を示す事例とはいえないであろう。

延宝8年（1680）6月18日付の薩摩藩「御物座」が出した「覚」は、諸士へ高価な布地の着用を禁じているが、禁止されている布地のなかに「琉球縮」と「細上布」が含まれている⁽²²⁾。こ

の「覺」によると、初期貢布の一部は薩摩でも流通・費消されていたようである。

『大阪商業史資料』第 29 巻収録の宝暦 9 年 (1759) の「薩州産物」には、薩摩の産物として 40 種類の産物が報告されているが、その中には琉球産と推定される、あるいは琉球でも生産されている産物が記されている (23)。摘記すると以下のとおりである (このほか琉球経由でもたらされたと考えられる菓種も含まれているが除いた。傍線は引用者、以下同)。

黒砂糖 芭蕉芋 鬱金 硫黄 海人草 牛馬皮 布類 ツグ綱

寛政 3 年 (1803) の「薩・隅・日・琉産物」には、産物は 171 種類に増えている。中国 (清) との貿易によってもたらされる菓種類が、1759 年よりも圧倒的に増えている。摘記すると、以下のとおりである (24)。

ビロウ皮 シュロ皮 山鬱金 紬類 上中下布類 塗物類 泡盛 芭蕉布類 堆金堆朱
葉布類

※「焼酎」も記されているが「泡盛」とは区別されている。

「薩・隅・日・琉産物」には「薩州産物」にある「黒糖」が見られないのが不思議である。反布に着目すれば、「薩・隅・日・琉産物」に記された反布等の産物は、「弘化二年出物積登送状」に記されている琉球からの反布を中心とした産物とおおむね一致している。

『大阪商業史資料』第 10 巻の「諸国荷受問屋」(明治十一年調べ)の項には、「緋縞木綿」のみが記されており (25)、廃藩置県後も琉球産物が見られる。このように琉球国後期 (近世) 中期から琉球産の反布や産物が薩摩を介して、近世日本の大坂市場に流通し販売されていた。

(2) 『近世風俗志 (守貞漫稿)』に見る薩摩上布

19 世紀になると、「薩摩上布」(琉球先島産布) および琉球産布は、三都で流行したようである。ここでいう三都市場で流通した「薩摩上布」とは、先島産の上布であると研究者には理解されている (26)。佐藤信淵『経済要録』にも「夏布は薩州の上布より良なるは無し。抑々此物は、世上に薩摩上布と称すと雖も、薩州の産に非ず。其实是琉球国の織物にして、極上細布は佐伎島より出づ」と記されている (ルビは原文のママ) (27)。江戸末期に刊行された喜多川守貞の『近世風俗志 (守貞漫稿)』(嘉永 6 年 / 1853) には、「薩摩上布」(先島産上布) が広く高価で販売されていることが記されている (28)。

近年三都ともに、晴服・略服には薩摩の紺ガスリ上布を専用す。価貴く、一端金三四両より、五七両に至る。是、外見より其美善を好む故也。綿入袷等に、唐棧〔本来はヨーロッパ船によってもたらされた綿織物のこと。実際には、それを模倣して作った綿織物〕を専とすると同意也。蓋、薩〔摩〕上布縞、稀にカスリ多し。カスリの服は、貴人に謁し。貴家に往には憚ることもあり。／右の薩摩上布流布と雖ども貴価なるを以て、越後にて模造を製す。正物を用ふことの及はざる人専ら用之。一端価、金一両二分より二両ばかり也。／越後縞

・越後紺ガサリの縮布は、紺色に赤を含み。薩上布は紺に青色を含めり。又越後縮は、経糸太く。緯糸細し。上布は経緯ともに太糸也。今、越〔越後〕にて薩製の如く色糸とも摸造す。薩〔薩摩〕及越〔越後〕の摸物ともに用い之こと。京坂より江戸甚し。（〔 〕内は引用者による補足。以下同）

また、次のような記述もある (29)。

また薩摩製には麻布も木綿もあり、縞緋にかすり物を専らとす。薩摩上布という云ふは紺地白がすり多く、白地紺がすり緋にあり。価、地白ともに貴価四、五両より十両ばかりに至る。またさき島と云ひ、これに次ぐ。価金二、三両余なり。／また絹上布もあり。また木綿をただに薩摩かすりと云ふなり。紺地多く、白地も稀にこれあり。価金三分余より一両一、二分に至る。単衣に用ふなり。文政中大いに行はれ、今少しく廃すといへども、またこれを着す人少なからず。／越後にて近年、薩摩上布の模造するなり。従来の越後布は紺色赤みあり。薩は鼠色を兼ねる意あり。近年、糸様紺色ともに薩のごとく贋織す。従来の越後布も薩の模造物および薩の真物と並び行はる。／一中略一／薩摩紺地白がすり上布は今世大流布なり。しかれども三都男女ともに正式定紋付にて、縞・小紋染はこれに次ぎ用ふれども、かすりは用ひがたきこと多し。価貴しといへども、貴人に見ゆ等には憚りて着せざる人多し。

『近世風俗志（守貞漫稿）』によれば「薩摩上布」は「正物」、「越後上布」は「模物」〔模倣品〕と呼ばれている。そして、反当たりの価格は、約 3.5 倍となっている。そして、それは高貴な色模様であり、庶民が着るものではなかった。広岩邦彦は、1678 年制作の「風俗屏風」（たばこと塩の博物館蔵）に「藍錆」の「崩れ格子」の緋が描かれていることから、先島諸島産の「アヤサビ」ではないかと推測している (30)。八重山島「参遣状」1693 年条の記事には、「毎年御用布之内上布・下布迄崩かうし色々被仰付候故、痛申二付、立筋かうしの類ニ被仰付可被下由訟、附、大和御用上国衆ハ別条ニ候、此外ハ願之通相達候問合之事」と記されている (31)。すなわち、八重山島蔵元から王府への「毎年の『御用布』の上布・下布まで『崩れ格』模様を求めているが、大きな負担となっているため『立筋格子』のみに変更していただきたいとの訴え」に対し、王府から「大和御用および上国衆の分は特別であるので認められないが、そのほかは『立筋格子』模様にすることを認める」旨の返答があったことが記されている。薩摩藩における 1680 年の「覚」の存在と併せて考えると、17 世紀後半から市場に流通しはじめたと考えられる。1759 年の「薩・隅・日・琉産物」には、琉球産とみられる「紬類（奄美大島産も含むと考えられる）／上中下布類／芭蕉布類／葉布類」の流通が確認できる（前掲）。

(3) 「あやさひ（綾錆）」布について

「あやさひ」布は、「栄河氏家譜」によれば、宮古島洲鎌村の栄河氏一世真栄が下地間切の頭に任命されたため、真栄の「女房いないし、あやさひ布織調、奉献上由御座候。依之、為御賞賜、

万曆拾壹年癸未（1583）八月十二日、下地親雲上頂戴為仕由一中略一あやさひ此時より仕始」とされ、「于今弥御両国之老番之御用布相調申候」と記されている（32）。「あやさひ」布は、宮古島に起源があるが、「諸座規模帳」の成立時には八重山島にも技術移転が行われていたのである。 「諸座規模帳」同様の記述は、「八重山島仕上世座例帳」（1874年）、「宮古島仕上世座例帳」（1873年）にも見られる（33）。

「諸座規模帳」の「代布引合之事」の中には「あやさひ」は見えない。この意味は、「あやさひ（綾錆）」には代わりはない、という意味だと考えられる。「あやさひ（綾錆）」あ、「御用布疋・端、長・幅定之事」の項に、次のよう記されている。

一、あやさひ老反_よ有之時者、弍拾升布紺島布例之事。

一、あやさひ老疋_よ有之時者、弍拾升紺島、長拾老尋、幅老尺七寸ニ限ル。

附、拾七升紺島疋例割掛之事

「あやさひ老反_よ有之時者、弍拾升布紺島布例之事」とは、サイズを「弍拾升布紺島布」と同じ、という意味であろう。「諸座規模帳」では、「弍拾升布紺島布」は長さ8尋、幅1尺8寸となっている。「拾七升紺島疋例割掛之事」とは、代米、代銭、代銀の割合は、「拾七升紺島疋」同じという意味であろう。「拾七升紺島細上布」の代米は2石7斗3升2合4才で、貢布中でもっとも高い換算割合となっている（第1章；1-表11参照）。しかし、4-表5および6を見れば明らかのように、琉球国後期（近世）末期には「綾錆」は八重山島からの貢納は無くなっている。八重山島は人口が減少し、難しい模様を織るためには絶対的に労働力が不足していたことが大きな要因だと思われる。「綾錆」の織布技術は琉球国後期（近世）末期には八重山島では途絶えてしまっていた。

慶世村恒任は、「綾錆布は大名縞の紺細上布であつて、苧麻の原料に染色を施し、長さ三丈七尺〔37尺〕、巾一尺三寸五分、十九ヨミの細目布あつたと云ふ」と具体的に記しているが（34）、伝聞であり琉球国後期（近世）のサイズとはだいぶ違う。稲村賢敷は、「緋織ではなく、「あや」は縞の意味に使用されているから、縞物であつたことだけは明かである」と述べ、つつ「染め方も、藍染法は未だ使用されず、『むるく染』という紫紺色の染め方や『茜染』という紅色染が使用され、木皮や果実を以て染めたように思われる」とし（35）、さらに1702年の白川氏13世恵治による藍染色法の研究以降に「藍染一色に変わっていった」と述べている（36）。16世紀に慶世村がいう「大名縞」があつたとは考えにくく、18世紀前後に柄模様の注文が増えていったことを鑑みるに（第1章第3節）、稲村説の方に説得力がある。

広岩邦彦は、田沼時代に書かれた『復古染』は「1750年代に出回つたのは薩摩の藍錆であり、奈良半晒の染のニセ藍錆であつた。そこで藍錆の出た順番がわかる。最初に薩摩があり、それをまねて奈良晒が続いた。最後にようやく越後が出てきたことになる。藍錆の本家本元は薩摩とな

る。一中略一藍錆と綾錆。「イ」と「ヤ」の一字違いである。その綾錆という後は、伝説どころか薩摩藩の行政文書に載る。綾錆とは実際に薩摩の港に来る布の品名であった」と記し、江戸期中期に流行した「藍錆」は、先島の「綾錆」が語源ではないかとしている(37)。

鹿児島県の宮古島産「あやさひ」1反に対する評価は「24 匁 10 銭 4 厘」、八重山島産「島 20 升布」については「28 匁 86 銭 9 厘」であることに加え(38)、貢租である部分は実質的に原価ゼロである(購入のケースもある)。「薩摩上布」の市場価格を仮に5両とすると315両となる(39)。薩摩藩は、莫大な利益を得たであろうことは想定できるが、物価や金銭の交換レートについては時代によって変動があるため全体的な比較は控え、今後の研究課題としたい。

第3節 琉球産反布・産物と薩摩藩

(1) 薩摩藩の御趣法方設置と琉球産反布

大坂市場で琉球産反布が大量に流通した時期は、薩摩藩の財政が逼迫していた時期と重なる。大坂市場への琉球産反布の大量に流通した時期は、薩摩藩財政が逼迫していた時期と重なる。上原兼善は次のように述べる(40)。

近世後期になると島津藩政は極度に不安定さをみせる。それは藩財政の窮乏に根ざすことはいままでもない。一八〇七年(文政四年・嘉慶十二)、藩債が銀七万六一二八貫(一二六万両)に及んだため、藩主斉宣は勝手方家老新納久命らを罷免し、かわって樺山主税(久言)・秩父太郎(季保)らを用いて藩政改革に着手する。一中略一こうして、樺山・秩父および両人に連なる文化朋党派の改革構想は、奄美諸島や琉球には具体化されるまでにはいたらなかったが、しかし大御隠居となった重豪が再び介助を開始した後の藩の財政政策は、これら南西の島々を基盤に据えて展開されることになる。一八一三年(文化十・嘉慶十八)十月、島津重豪の指示で御勝手方二階に「御趣法方」が新設され、家老一名・御用人・御側役・納戸奉行のもと書役数名を置き、勝手向きに関する出納を統括させることになった。

このように、薩摩藩において「御趣法方」が新設され藩政改革がはじまったことにより、砂糖はもちろんのこと琉球産反布や特産物の量的確保をめざした政策が展開されることになる。先に述べたように、御趣法方設置の直後の1815年、薩摩藩は先島・久米島産の貢布、沖縄本島地域産の芭蕉布を増産し積み登せるよう通告しているが、十分な確保はできなかった(41)。1830年前後に薩摩藩から王府へ達せられたとみられる文書「琉球出物御注文之事」には、大意で次のような内容が記されている(42)。

- ①琉球の「出物」注文について、毎年仰せ渡しが琉球へ下ったならば、船便で両先島・久米島へも届け、注文違いや織不足等がないよう厳しく申し渡すこと。また、島々の担当役人は織屋に詰めて監督すること。

②織の品質や規格・模様等が、注文通り丹念に織り調えるよう、島々の在番へ堅く申し渡すこと。また、島々の在番人をはじめ担当役人は、織屋を走り回りつとめて指導・監督し調べさせること。

佐藤信淵の『薩藩経緯記』（1830年）には、薩摩藩邸「猪飼氏」の言として「幣藩土地楸小ナリト雖トモ、薩・隅・日ノ外ニ海島モ亦数多アリ。土産ノ物品繁多ニシテ記スベカラズ。一中略一然ルニ近来至テ上下衰耗シ戸口年年減少ヲ加フ」と薩摩藩の疲弊状況が記されている(43)。「猪飼氏」は「海島」の産物に言及しているが、「海島」とは奄美・琉球のことを指していると思われる。

また、薩摩藩が琉球の特産物の確保に精力を傾けた今一つの理由は、享保16年(1730)、大坂三郷町年寄の触によれば「大唐米琉球米ハ此以後買米ニ不相立ノ間、買取間敷」とされ(44)、大坂市場では流通価値がなかったことに加え、出米(仕上世)の運送は布よりコストが掛かるためだと考えられる。

(2) 先島産貢布と琉球産反布・特産物

薩摩藩は、「御趣法方」の設置直後の1815年、先島・久米島産の貢布と先島・久米島産の貢布、沖縄本島地域産の芭蕉布の増産を求めたが、拒絶にあったことは、すでに述べた。しかし、その後も増産の要求は続いた。

文久2年(1862)の「宮古島細上布等奨励販売ノ件」(以下「細上布等奨励販売ノ件」と略称する)によれば、「是より品柄相当之直段を以、買取呉候様取扱ニ及び候ハ、聊ニ而茂価之高からんを欲し、入念織調候様可相成は必定之儀ニ御座候間、一先為御試、来年より以来、琉球産物方計を以、前文反布品々御買円可被仰付哉、於其儀は、表通之被仰渡は勿論之事ニ而、其上ながら毎年琉球下り産物方御用聞共之内より御人撰を以、先島江被差渡、右之者共より反布織立之仕様并御買円被仰付候御趣意之程細詳相諭候様、且御買円代金、本手之儀は、此節製造之琉球通宝之内より右江被振向候」とある(45)。貢布や貢租の代替物としての反布にとどまらず、琉球内で流通している反布を買い付け市場へ流すことをもくろみ、購入代金に「此節製造之琉球通宝」を当てるとしている。徳永和喜によれば、「琉球通宝」は文久2年10月11日から試鑄が開始された(46)。「細上布等奨励販売ノ件」に付された「張紙」には、「宮古島細上布、五千反／八重山島、右同五千反／宮古島木綿、五千反／八重山島右同、五千反／琉球縞紬、五千反／久米縞、五千反／練芭蕉布、五千反」の購入計画が記されている(47)。すなわち、市場での流行に乗じて薩摩藩は、利益を得るために「商人共」に対し琉球産の反布を積極的に買い付けるよう指示している。

しかし、この計画は実現しなかったと思われる。「細上布等奨励販売ノ件」に対応すると考えられる「宮古・八重山上布等の軽減陳情書」(以下「軽減陳情書」と略称する)がという文書が

ある(48)。「軽減陳情書」は、三つに分かれている。内容の大意を紹介したい。

- ①細上布について、余裕があるから産物御方のために織布させるようにとの仰せ付けが、琉球在番よりあったため、織布の方法を両島から首里へ出張してきた役人たちがよくよく吟味した結果を報告する。
- ②宮古・八重山両島は、往古は人口も多く生活も割と楽であったが、93年前の大津波以降、両島は疫病や飢饉、麻疹等があり格別に人口が減っている。以前は3人で織っていた反敷を現在は1人で織っているため、通常の貢布だけでも過大な負担となっている。担当の役人たちは、貢納のために段取りをきめ、毎日織屋に詰めて指揮・指導を行っているが、織女が頑張ってもできないこともあり、貢布が足りない事態が毎年のように起きている。織女だけでなく男も激務をこなしているため、農作業も行き届かず、百姓たちには大きな負担となっている。その上に重ねて御用布を織らせるようにとの仰せ付けは、年貢上納物・飯料の生産にも差し支えが生じることになるとともに、定式諸御用布の生産にも不都合が生じるのではないかと。
- ③商売布については、両島の12歳以下の童女が稽古用または50歳以上の頭廻れ(免税者)が小遣い稼ぎのために御用布を織っている。商売布は、下位の苧を選んで織っており、御用布織のなかにも島〔縞〕模様や寸尺違い、薄地の疵布があり、取納できず返品するものもあることから、これらの布を島方へ下る船頭・水主たちに売り、その利益によって、苧・あい・茶・塩、筆紙・膏薬種等の購入に充てている。また、人口が減少しているために、年貢上納穀についても未進穀高が膨らんでおり、未納穀の年賦上納も穀物だけでは調えきれず、細上布・木綿布、その他の品を交えて上納している。そのような事態であるので、細上布類の脇方交易は、差し留めるように仰せ付けていただきたい。そうしなければ、上納物等を確保できなくなり、しだいに百姓たちの暮らしも成り立たなくなる。このように、産物方の計画どおりの反布生産は無理であり、免除していただきたいと、吟味した。

この文書は「亥 六月」となっている。「亥」とは、「細上布等奨励販売ノ件」が出された翌年、1863年と思われる。「細上布等奨励販売ノ件」に「商品の品位が次第に落ちているのは、商人どもが廉価で購入しようとするため、売る方は品質の劣る物を売っている」と記している(49)。しかし、「軽減陳情書」によれば「12歳以下の童女が稽古用または50歳以上の頭廻れ(免税者)が小遣い稼ぎのために御用布を織っている」反布、または「下位の苧」で織られた「御用布織のなかにも島〔縞〕模様や寸尺違い、薄地の疵布があり、取納できず返品」された反布しか、商品としての売り物はなかったものであり、薩摩藩の意向と生産現場との間には齟齬があった。また、「細上布等奨励販売ノ件」には、「是迄商人共買渡来候儀ニ付、御買円相成候而は、商路之塞可相成儀共ニ而は有之間敷哉之掛念茂有之候故、深相探候処、琉球下り之商人共交易之儀は、第一

ニ砂糖ニ手を付、其品不買得節、不得止事反布等買戻り候由ニ而、同品買入ニ付而は、第二第三之仕事ニ而、少茂商路之塞等ニ可罷成儀ニ無之段」とも記される。すなわち、この間商人どもが琉球から買って来た物は産物方が「買円」(全て購入=専売制)してきたが、「商路之塞」(不利益)になるのではないかと、心配していた。調べたところ、砂糖の購入を最優先して、砂糖が購入できないときに、仕方なく反布を買っているようだが、反布買入は第2・第3の仕事であっても「商路之塞」になることはない、反布の購入を積極的に求めており(50)、一部は那覇とその近郊で生産された反布の購入もあったと思われる。反布は産物方が全て購入しているため商人にとっては「反布一品之小利」であっても、薩摩藩にとっては反布の利益は大きかったと思われる。

1869年、王府は小禄間切および豊見城間切宛に、次の廻文を發している。

小禄布之儀、頃日不相当之高料成立候上、位^少格別相劣り、御国許江繰登候而^茂地代引合不申不勝手相成候故、御当地下御国町人并船中末々之者共買取方相厭、現錢勝持登候由、右様之所より世上ニ^茂錢通用不廻相成候哉と相聞へ候。小禄布之儀前々於御国許致賞^斂候品柄ニ而、殊更其間切江者多分右反布織方之職業を以取続来由候得者、随分位宜織調相当之直成を以可売出之处、畢竟目前之利方候而^已相考、永統之計得無之处より右次第今形ニ而者売捌方不相調、織人共立行方可差支者勿論往々錢絶相成、一統可及難儀と至極御心配之御事候条、以来一稜繰宜織調、直成相当ニ売出候様織人共可加下知候。尤、右之趣者御仮屋御方より御沙汰^茂有之候間、旁厚汲分織人共訳ケ而申諭、屹度其稜相見得候様精々可被取計旨、御差^込ニ而候。

重要な点のみを紹介すると、「小禄布」について、①反布の値段を下げること、②品質を高めること、③積極的な増産につとめること、を求めている(51)。

方岩磯雄・山田龍雄は堀江英一の研究に即しつつ「全輸出額の四十九%を占める黒砂糖は奄美大島以下諸島の生産である。一一%を占める反布は原資料について見る時、琉球の木綿縞および紬縞類である。一%の薬種も唐薬種が大部分である。従って内地の物産は正確には三九%に足りないのである」と述べている(52)。明治2年(1869)の反布の輸出額は二〇万両である(53)。この中には、奄美大島産の紬も入っていると思われるが、大部分は琉球産であろう。薩摩藩は、19世紀の日本社会における先島産上布を主とした琉球産反布の流行に着目し、市場性の高い琉球の反布を確保したと考えられる。

おわりに

琉球の特産物は、周知のとおり砂糖やウコン等である。しかし、砂糖やウコンは商品作物として栽培され、市場への流通販売が当初から想定されていた。

本稿では、生産の現場（村レベル）では商品作物としてではなく、貢租として生産された貢布が移動（搬出・輸出）という過程を経て、商品産物に転化していったことを考察した。「弘化二年出物積登送状」に記された先島の貢布や琉球の産物を基本に据え、十九世紀中頃の貢租として生産された先島産の貢布（種類や数量）の薩摩藩への搬出実態を明らかにした。また、芭蕉布等の琉球産反布、泡盛、その他の特産物が、琉球から薩摩へ搬出され、さらに大坂市場へ還流（輸出）されていることをみてきた。反布の確保は、多くは先島および久米島の貢布により行われたが、貢年貢出米（粟）の代納や僅かな剰余生産の反布購入による確保も行われた。また、琉球産反布の大坂市場における評価は高く高値で販売され、特に先島産の貢布が重宝された。また、貢布の生産が市場の需要を満たさなくなると、那覇周辺の小禄間切や豊見城間切に反布の増産を求めた。

「細上布等奨励販売ノ件」や「軽減陳情書」「小禄間切・豊見城間切宛の廻文」などの一連の文書は、薩摩藩が琉球の典型的な砂糖・ウコン以外にも、先島産貢布、琉球産反布、その他の産物を薩摩藩は積極的に確保しようとしていたことを示す。このような貢布をはじめとした琉球産物の薩摩藩による積極的な確保は、薩摩藩の幕末の財政改革は密接に絡み合っていたといえよう。

琉球国後期（近世）における「より広い市場向の生産活動であった」産物は、黒糖やウコン（鬱金）が知られている。最近、上原兼善は『近世琉球貿易史の研究』のなかで、黒糖やウコン等の特産物や中国との交易品の流通について、三都市場のみならず、地方（北陸）市場との関係にも言及している⁽⁵⁴⁾。ウコンについては、里井洋一「近世琉球における鬱金専売制の起源と展開—夫役がささえるウコン経営—」がある⁽⁵⁵⁾。しかし、琉球国内におけるウコンの栽培・販売の経済効果や労働力の確保問題に主な焦点が置かれ、幕藩制市場におけるウコン流通問題についての言及は少ない。前掲『近世風俗志（守貞漫稿）』には「浅黄」の「黄」は「鬱金染なり。うこんは琉球産也。天保以来高價也」（傍点は引用者）と意外にも高く評価され、流通の実態も窺える⁽⁵⁶⁾。なお、上原兼善は1815年に琉球から薩摩藩が買い上げたウコンが大坂市場で「一・五倍より二倍の価格」で売れたことを指摘している⁽⁵⁷⁾。

(1) 「沖縄県旧慣租税制度」によれば、「久米島ハ、其田租タルト畑租タルトヲ間ハス、基本ノ納額ハ凡テ米ヲ以テ定マレリ。明治二十六年ノ納額左ノ如シ。／田租／一、四一九石／畑租／八一石／一中略—右田租ノ内、千式拾四石ハ、紬七百九拾九反ヲ以テ換納スルコト、ナリ」と記されている（『沖縄県史 旧慣調査資料』第21巻、1968年、沖縄教育委員会、257頁）。

(2) 豊見山和行は「琉球史における時代区分論—時代名称・歴史概念の検討—」のなかで、これまで「近世琉球」と呼称されてきた時代を「貢納経済に基礎づけられた社会」として位置付け、「琉球国後期」とする時代区分を提

唱している（「琉球史における時代区分論—時代名称・歴史概念の検討—」（『琉大史学』、2018年、琉球大学史学会）。しかし、「琉球国後期」という呼称は十分に定着しているとはいえないことから、本稿では「琉球国後期（近世）」と表記する。

(3) 那覇市歴史博物館蔵。尚家文書

(4) 拙稿「近世末期先島の貢布と市場・人口問題」（『南島史学』第84号、2016年、南島史学会）。

(5) 『沖縄県史 雑纂』第14巻（1965年、琉球政府）、83～92頁。

(6) 上原兼善『近世琉球貿易史の研究』（2016年、岩田書院）、194～195頁。

(7) 『近世風俗志（守貞漫稿）（五）』（2002年、岩波書店）、97頁。

(8) 前掲、上原『近世琉球貿易史の研究』、118～119頁。

(9) 公用船の搭乗者には「乗間」というスペースが与えられ、個人の交易貨物を搬入することが許されていた。

このような交易を真栄平房昭は「個人貿易」と呼んでいる（「近世琉球における個人貿易の構造— 一九世紀の事例を中心に—」（『球陽論叢』、1986年、球陽論叢刊行委員会）

(10) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編四』（鹿児島県歴史資料センター、1984年、鹿児島県）、819頁。

(11) 『那覇市史 資料篇第1巻の2』（1970年、那覇市役所）、69頁。

(12) 『那覇市史 資料篇第1巻12 近世史料補遺・雑纂』（2004年、那覇市役所）、17頁。

(13) 同前、12頁。

(14) 『大阪商業史資料』の「宝暦九年薩州産物奉申上候品書左之通」に対応する薩摩側の文書が、「島津列朝制度」の「薩州荷物、宝暦九年、御公辺御免有之候荷物、左之通」と題して収録されている（藩法研究会編『藩法集8 鹿児島県上』、1969年、創文社、639頁）。

(15) 前掲『大阪商業史資料』第29巻、381頁。

(16) 同前、382頁。

(17) 前掲『近世琉球貿易史の研究』、119～120頁。

(18) 「与世山親方宮古島規模帳」条189には「藍はい・筵・白菜・角俣・いりこ〔煎海鼠＝引用者〕、其外之諸品物御用物同前ニ手形外ニ調方申付、喫役人致私用候方も有之由、法外之至候間一向可召留事」と記されている（『平良市史』第3巻、1981年、平良市役所、630頁）。

(19) 『琉球・沖縄研究』第3号（2010年、早稲田大学琉球・沖縄研究所）。ほか、仲地哲夫「近世琉球・薩摩間の商品流通— 一六八〇～一八一〇年代を中心に」（1991年、『九州文化史研究所紀要』第36号（1991年、九州大学）、真栄平房昭「琉球王国における海産物貿易—珊瑚礁海域の資源と交易」（1993年、『歴史学研究』691号（歴史学研究会）等を参照。

-
- (20) 前掲『藩法集 8 鹿児島県上』、384 頁。
- (21) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編五』 (1985 年、鹿児島県)、453 頁。
- (22) 藩法研究会編『藩法集 8 鹿児島県下』 (1969 年、創文社)、49 頁。
- (23) 前掲『大阪商業史資料』第 29 卷 (1964 年、大阪商工会議所)、381 頁。
- (24) 前掲『大阪商業史資料』第 10 卷 (1964 年、大阪商工会議所)、114~115 頁。
- (25) 前掲『大阪商業史資料』29 卷 (1964 年、大阪商工会議所)、381 頁。
- (26) 中江克己編『染織事典』 (1996 年、泰琉社)、262 頁。
- (27) 校訂者滝本誠一『経済要録』 (1928 年、岩波書店)、142~143 頁。
- (28) 喜多川守貞『近世風俗志 (二)』 (1999 年、岩波書店)、308~309 頁。
- (29) 喜多川守貞『近世風俗志 (三)』 (1999 年、岩波書店)、143 頁。
- (30) 広岩邦彦『近世のシマ格子ー着るものと社会』 (2014 年、紫紅社)、273 頁。
- (31) 『石垣市史叢書 21』 (2015 年、石垣市役所)、12~13 頁。
- (32) 『宮古、下地町調査報告書 (1) ー地域研究シリーズNo.15ー』 (1990 年、沖縄国際大学南島文化研究所)、3 頁。
- (33) 前掲『沖縄県史料 前近代 7 首里王府仕置 3』、731 および 792 頁。
- (34) 慶世村恒任『宮古史伝』 (昭和 2 年、大野書店、1976 年復刻版)、125 頁。
- (35) 稲村賢敷『宮古島庶民史』 (1972 年、三一書房)、320 頁。
- (36) 同前、322 頁
- (37) 広岩邦彦『近世のシマ格子 着るものと社会』 (2014 年、紫紅社)、264~266 頁。
- (38) 拙稿「近世末期先島の貢布と市場・人口問題」 (『南島史学』第 84 号、2016 年、南島史学会)。
- (39) 喜多川守貞『近世風俗志 (三)』 (1999 年、岩波書店) を参照。
- (40) 前掲『近世琉球貿易史の研究』、p111~112。
- (41) 同前、119~120 頁。
- (42) 『沖縄研究資料 27 旧記書類抜萃・沖縄旧記書類字句注解書』 (2010 年、法政大学沖縄文化研究所)、97 頁。
- (43) 佐藤信淵『薩藩経緯記』 (1883 年、有隣堂)。国立国会図書館デジタルコレクション『薩藩経緯記』より。

(44) 『大阪市史 第三』 (1979年復刊、博文堂出版)、308頁。

(45) 『鹿児島県史料 玉里島津家史料二』 (1992年、鹿児島県)、107～108頁。興味深い文書のため、一部を省略しながらも原文文を紹介しておきたい。宮古島細上布等奨励販売ノ件ノ宮古島出産細上布并八重山島同断琉球縞紬等之品々、年々多反織立有之、右は余国ニ無之産物、就中宮古製細上布之儀は無類之絶品ニ候処、ノ御前御召料之御反布は不及申、其外御注文反布之儀、島人共織方ニ付而茂極々入念、ノ御召料ニ相成候、ノ中略ノ余国ニ無比類御国産之詮薄、何分今形ニ而は残多訳柄之事御座候付、得と及勘弁候処、積年之流弊俄ニは致変革間敷訳ニは御座候得共、是より品柄相当之直段を以、買取呉候様取扱ニ及ひ候ハハ、聊ニ而茂価之高からんを欲し、入念織調候様可相成は必定之儀ニ御座候間、一先為御試、来年より以来、琉球産物方針を以、前文反布品々御買円可被仰付哉、於其儀は、表通之被仰渡は勿論之事ニ而、其上なから毎年琉球下り産物方御用聞共之内より御人撰を以、先島江被差渡、右之者共より反布織立之仕様并御買円被仰付候御趣意之程細詳相論候様、且御買円代金、本手之儀は、此節製造之琉球通宝之内より右江被振向候様、左候而、荷着之上は産物方御蔵納ニ而、其内反数見賦、御領内地禿ニ被宛置、やはり羅紗岬岐西洋布等申請、被差出候振合通被仰付、地禿丈諸人不如意無之様御宛行之上、余計之反数は江戸・大坂之間江被差出、御国益所又は何方ニ而茂御勝手相成候向ニおひて御売捌相成候ハハ、決而相応之御利益ニ茂被及候ハハ歟、尤是迄商人共買渡来候儀ニ付、御買円相成候而は、商路之塞可相成儀共ニ而は有之間敷哉之掛念茂有之候故、深相探候処、琉球下り之商人共交易之儀は、第一ニ砂糖ニ手を付、其品不買得節、不得止事反布等買戻り候由ニ而、同品買入ニ付而は、第二第三之仕事ニ而、少茂商路之塞等ニ可罷成儀ニ無之段、年々琉球下り産物方御用聞之者共より、細々承届置、殊ニ此節御願立相成候唐物御商法御免許ニ茂相成候上は、右之御恩沢ニ依り、商人共ニ茂夫々大利を得候賦ニ候得は、反布一品之小利等ニ相泥ミ居候時宜ニ茂有之間敷哉、就而は端島御救物之一助ニ茂可罷成哉と、旁右通致評議、此段御内用を以申上候事。—「但」略—。

(46) 徳永和喜『偽金づくりと明治維新』 (2010年、新人物往来社)、108頁。

(47) 前掲『鹿児島県史料 玉里島津家史料二』、108～109頁。注45を参照。

(48) 琉球大学附属図書館宮良殿内文庫に収蔵されている (タイトルの命名は琉球大学図書館)。

(49) 前掲『鹿児島県史料 玉里島津家史料二』、注45を参照。

(50) 同前。

-
- (51) 尚家文書第 458 号「廻文」。
- (52) 農業発達史調査会『日本農業発達史 2』（1978 年改訂版、中央公論社）、495～496 頁。
- (53) 同前。
- (54) 『琉球王国評定所文書』第 18 卷（2001 年、浦添市教育委員会）。
- (55) 上原兼善は、『近世琉球貿易史の研究』（2016 年、岩田書院）のなかで三都市場も視野に入れた研究を展開しており、筆者も琉球産「商品作物」の流通と薩摩藩・商人の動向について大きな示唆を受けた。
- (56) 前掲『近世風俗志（三）』、168 頁。
- (57) 前掲、上原兼善『近世琉球貿易史の研究』、114 頁。